

◆講義⑦〔図書館における障害者サービス〕◆（講師：佐藤 聖一）

質問1

図書館の障がいサービスを広く周知するにあたり、福祉関係者等への働きかけが必要であると考えていますが、一方、図書館職員が、対象者である障がい者を知るための機会はほとんどありません。さらに、障がい手帳所持の有無を問わないなど、障がい者の定義が一層拡大されたことに伴い、より困難となっています。

窓口等におけるサービス提供にあたり、支援を要するか否かの確認方法の工夫等を含め、職員が適切に対応できている自治体についてご存じであれば、ご教示願います。

回答

ご質問をいただきありがとうございます。

著作権法第37条第3項で製作した資料を利用できる人は、視覚障害者等、印刷等資料を利用するのに何らかの障害のある人とされています。障害者手帳の有無には関係ありません。

利用者が資料を利用できるかどうかを図書館職員が判断するための材料として、日本図書館協会等の図書館団体では、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の別表2でチェックリストを公表しています。このリストの中にあるいずれかの項目にチェックをいれられれば、視覚障害者等として登録できるようにしています。埼玉県立久喜図書館では、新規利用登録用紙の裏面にこのチェック項目が印刷されていて、職員が利用者の状況を口頭で確認してそれにチェックを入れるようにしています。

障害者サービスを積極的に行い、登録利用者も多い図書館では、ほぼこのチェックリストを活用しているものと思われます。

質問2

リクエストにより他館から借りたりダウンロードして提供したCD等の媒体を自館資料として開架に配架して利用を促してもよいのでしょうか？

回答

ご質問をいただきありがとうございます。

著作権法第37条第3項で製作されたデージー等の資料は、この法律で図書館等による複製が認められていることから、他館が製作したものを借りたりダウンロードして、それを複製して所蔵・提供することが認められています。

これらの資料はいつでも借りたりダウンロードしたりできることから、他館のものを受け入れ・所蔵するケースは少なく、一時的に複製して利用者に提供することがほとんどのようです。

もちろん、蔵書とすることにも問題はありません。